

松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金制度について

(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者等の事業継続を支援するため、国の持続化給付金（上限 法人200万円、個人事業者100万円）の対象となる事業者等に上乘せ補助し、国の持続化給付金の交付対象とならない売上減少率50%未満についても、売上減少率に応じて持続化給付補助金を交付することで、事業者の経営支援を図るもの。

(補助対象者)

- (1) 本社又は主たる店舗、工場若しくは事業所の所在地が町内に6か月以上住所を有する個人または法人で、町税等の納税義務を有する者
- (2) 持続化給付補助金の申請日において、1年以上継続して同一事業を営む者
- (3) 今後も本申請での事業を継続していく意思のある者
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年12月のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して30%以上減少している者
- (5) 納期の到来した町税等に滞納がない者
- (6) 農林漁業事業者でないもの（法人は除く）
- (7) 国の持続化給付金制度に定める不給付要件に該当しない者
- (8) 申請者等が暴力団等に関与していないこと

(申請期間)

令和2年5月20日～令和3年1月31日

(申請書類等)

- (1) 2019確定申告書類の写しまたは住民税申告書の写し
- (2) 令和2年1月から申請時までにおける売上額を示す書類（売上台帳等）
- (3) 申請日において町税等の滞納がない旨を調査することに同意する同意書
- (4) 誓約書
- (5) 口座通帳の写し
- (6) 国や他自治体等の持続化給付金等給付決定通知書の写し
（国、他自治体等から給付決定を受けている場合）
- (7) 本人確認書類（個人事業者等）

(持続化給付補助金額)

持続化給付補助金の額は、売上減少率に応じた補助金限度額を超えない範囲で、対象月の事業年度の直前の事業年度の年間の事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。

国や他自治体等の持続化給付金等の支給を受けている者はその金額を差し引いた額とする。

(持続化給付補助金)

(予算額) 26,200千円

売上減少率	補助金限度額 (円)
50%以上減少	500,000
49	500,000
48	490,000
47	480,000
46	470,000
45	460,000
44	450,000
43	440,000
42	430,000
41	420,000
40	410,000
39	400,000
38	390,000
37	380,000
36	370,000
35	360,000
34	350,000
33	340,000
32	330,000
31	320,000
30	310,000
29%以下減少	補助金対象外